第一条第一項第四号ニを次のように改める。

ニ　大型車対応荷さばき・転回場（特定流通業務施設に設けられた貨物の搬出入場所であって、その前面に奥行き十五メートル以上の空地を有するものをいう。以下同じ。）

第一条第二項中「第四条第三項第三号」を「第四条第四項第十一号」に改め、同項第二号を次のように改める。

二　特定流通業務施設の主要構造部（建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第二条第五号に規定する主要構造部をいう。）である柱及びはりが鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造であること。

第一条第二項第三号中「流通業務施設」を「特定流通業務施設」に改め、同項第八号を同項第九号とし、同項第七号を削り、同項第六号中「以外のもの」を「以外の令第二条第二号に掲げる区分に該当する特定流通業務施設」に改め、同号に次のただし書を加える。

ただし、ランプウェイ構造を有する場合にあっては、ロに該当することを要しない。

第一条第二項第六号イ中「流通業務施設」を「特定流通業務施設」に改め、同号ロ中「前号ロ」の下に「、ニ及びホ」を加え、同号ロを同号ハとし、同号イの次に次のように加える。

ロ　当該特定流通業務施設の階数が二以上のものにあっては、最大積載荷重が二トン以上のエレベーターを有するものであること。

第一条第二項第六号を同項第八号とし、同項第五号ロを次のように改める。

ロ　高規格バース（特定流通業務施設の一の階のいずれかの外壁面に技術的に可能な範囲で設けられている貨物の搬出入場所（当該貨物の搬出入場所から奥行き五メートル以上の荷さばきの用に供する空間が設けられているものに限る。）をいう。次項第二号ホにおいて同じ。）を有するものであること。

第一条第二項第五号に次のように加える。

ハ　強制送風式冷蔵装置（冷却された空気を供給することで氷点下の室温を保持する冷却能力を有する装置のうち室温の調整を自動で行うものであって、主務大臣の定める基準に適合するものをいう。）を有するものであること。

ニ　次のいずれかを有するものであること。

(1)　営業所等

(2)　到着時刻表示装置

ホ　地震による貨物の荷崩れのおそれがあると認められるものにあっては、これを相当程度防止するために、次のいずれかを有するものであること。

(1)　保管場所免震装置（貨物又は保管棚と床との間に設置するものであって、地震による貨物又は保管棚の振動を軽減するものに限る。）

(2)　保管棚制震装置（保管棚と床、壁、支柱等を連結するものであって、地震による保管棚の振動を軽減するものに限る。）

(3)　保管棚固定装置（保管棚を床、壁、支柱等に固定するものに限る。）

(4)　貨物落下防止装置（保管棚からの貨物の落下を防止するものに限る。）

(5)　パレット連結装置（貨物を積み付けた複数のパレットを相互に連結するものに限る。）

(6)　貨物・パレット一体包装装置（貨物及び当該貨物を積み付けたパレットを一体的に包装するものに限る。）

第一条第二項第五号を同項第七号とし、同項第四号に次のただし書を加える。

ただし、ヘ(3)に規定する特定搬出用自動運搬装置を有する場合にあっては、ハに該当することを要しない。

第一条第二項第四号イ中「五千立方メートル」を「六千立方メートル」に改め、同号ロ中「自動検量機構を有するものに限る。以下同じ。）及び搬出用自動運搬装置（自動検量機構を有するものに限る。以下同じ。）を「貨物の搬入口から貯蔵槽倉庫内に貨物の搬入を連続して自動的に行う装置のうち自動検量装置を有するものであって、主務大臣の定める基準に適合するものをいう」に改め、同号に次のように加える。

ハ　搬出用自動運搬装置（貯蔵槽倉庫から貨物の搬出口に貨物の搬出を連続して自動的に行う装置であって、自動検量装置を有するものをいう。以下同じ。）を有するものであること。

ニ　くん蒸ガス循環装置（貯蔵槽倉庫内の臭化メチルを循環させ、その濃度を均一化するための装置であって、主務大臣の定める基準に適合するものをいう。）を有するものであること。

ホ　くん蒸ガス保有力（貯蔵槽倉庫の容積一立方メートルにつき臭化メチルを十グラム使用した場合の四十八時間後における当該臭化メチルの残存率をいう。）が主務大臣の定める基準以上であること。

ヘ　次のいずれかを有するものであること。

(1)　営業所等

(2)　到着時刻表示装置

(3)　特定搬出用自動運搬装置（貯蔵槽倉庫から加工施設に貨物の搬出を連続して自動的に行う装置のうち自動検量装置を有するものであって、主務大臣の定める基準に適合するものをいう。）

第一条第二項第四号を同項第六号とし、同項第三号の次に次の二号を加える。

四　貨物保管場所管理システム（電子情報処理組織に基づき倉庫内における貨物の保管場所を特定するシステムをいう。）を有するものであること。

五　大型車対応荷さばき・転回場を有するものであること。

第一条第三項中「第四条第三項第三号」を「第四条第四項第十一号」に改め、同項第二号を次のように改める。

二　次のいずれかを有するものであること。

イ　営業所等

ロ　到着時刻表示装置

ハ　大型車対応荷さばき・転回場

ニ　搬入用自動運搬装置及び搬出用自動運搬装置

ホ　高規格バース

第一条第四項中「第四条第三項第三号」を「第四条第四項第十一号」に改め、同項第一号中「第六号イ」を「第八号イ」に改め、同項第二号中「他の事業者との連携又は事業の共同化により」を削り、「第二項第六号イ」を「第二項第八号イ」に改め、同条を第二条とし、同条の前に次の一条を加える。

（流通業務総合効率化事業の用に供する特定流通業務施設の整備に関して総合効率化計画に記載すべき事項）

第一条　流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律（以下「法」という。）第四条第三項第三号の主務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　特定流通業務施設の整備を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二　特定流通業務施設の整備の実施時期

三　特定流通業務施設が貨物自動車運送事業法（平成元年法律第八十三号）第二条第一項に規定する貨物自動車運送事業の用に供する営業所及び自動車車庫（以下「営業所等」という。）を有する場合にあっては、次に掲げる事項

イ　営業所等を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

ロ　営業所の名称及び位置

ハ　営業所に配置する事業用自動車の数

ニ　自動車車庫の位置及び収容能力

ホ　営業所等において行う業務の内容